

経営安定資金（環境変動分）

制度概要

- ・令和８年８月の大雨を経営安定資金（環境変動分）の「知事が別に定める経営上の脅威」に指定することにより、被災した中小企業者の資金繰りを支援
- ・迅速な資金繰り支援ができるよう、売上減少要件を満たしていなくても、事業用資産に直接影響を受けたことを示す被災証明書等のある事業者に対しては融資ができる特例措置を設定

名称

経営安定資金（環境変動分）

融資対象者

- ・原材料高騰や急激な為替変動、または知事が別に定める経営上の脅威により、最近１か月売上高または利益率が前年同月比較で１０％以上減少し、かつ、その後２か月の売上高または利益率が前年同月比１０％減少する見込みの事業者
- ・ただし、事業用資産に直接影響を受けたことを示す被災証明書または罹災証明書のある事業者は、数値要件を満たしていなくても対象

融資限度額

8000 万円

融資期間(うち据置)

7 年以内(1 年以内)

融資利率

0. 7 0 %以下

保証料率

0. 3 5 ～ 1. 7 0 %

保証料補給

3 分の 1 補給